

新居浜市就学援助制度について

令和7年5月
新居浜市教育委員会

就学援助制度は、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者（生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している方）に対して、小・中学校で必要な経費の一部を援助する制度です。

1 対象者

新居浜市の区域内に住所を有し、かつ、新居浜市立小学校又は新居浜市立中学校に在学する児童生徒（新居浜市教育委員会により区域外就学を承諾された児童生徒を含む）の保護者のうち、経済的な理由により子どもさんの就学にお困りの方で、世帯の収入状況等の基準に基づき教育委員会の認定を受けた方。

※認定基準

次の（１）から（３）のいずれかに該当している世帯の方。

- （１）生活保護法の規定に基づく保護の停止又は廃止
- （２）地方税法の規定に基づく市民税（所得割）非課税
- （３）児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の全額受給

2 対象経費及び援助の主な内容

対象となる費用及び内容		援助の額
通学用品費、学用品費	通常必要とする通学用品・学用品の購入費用	定額
校外活動費（宿泊を伴わない場合）	学校行事として行う観劇等の見学費用	限度額あり
校外活動費（宿泊を伴う場合）	学校行事として行う少年自然の家等の校外活動に参加するために必要な交通費等	ほぼ実費
修学旅行費	修学旅行に参加するために最低限度必要な交通費、宿泊費、施設見学費等	ほぼ実費
入学準備金 （新入学児童生徒学用品費）	小・中学校に入学する際、通常必要とする通学用品、学用品等の購入費用	定額
学校給食費	学校給食、牛乳の費用	実費

※その他 通学費等も対象となる場合があります。

3 申請書等

就学援助を受ける場合には、小・中学校を通じて教育委員会への申請が必要です。

（１）申 請 書 子どもさんが在籍する小・中学校または学校教育課で配布します。

（２）添付書類

ア. 令和7年1月1日において、新居浜市在住で税の申告をされており、転職・退職等されていない方

◆特に必要な添付書類はありません

イ. 令和7年1月1日において、新居浜市以外に住所をおいていた方

◆令和7年1月1日に住所があった市町村が発行する「市民税・県民税 所得・課税（非課税）証明書」

ウ. 退職をして、現在無職の方

◆退職した年月日が分かる書類（雇用保険被保険者証、退職の分かる源泉徴収票等）

エ. 「市民税・県民税 所得・課税（非課税）証明書」の当該年（令和6年1月～令和6年12月）の職業（勤務先）と現在の職業（勤務先）が違う方

◆前職（勤務先）を退職したことが分かる書類及び現在の収入が分かる書類（直近3ヶ月分の給与明細書の写し等）

※上記イ～エについては児童扶養手当証書(写)の提出に替えることも可能ですが、**全額受給**の方が対象です。

※上記のほか、教育委員会が必要に応じて指定する書類があります。

4 申請先及び認定の可否

本制度による支援を希望する場合、上記3の申請書等を、子どもさんが在籍している小・中学校へ提出してください。なお、認定の可否については、当該学校を通じて保護者の方にお知らせします。

5 その他

（１）認定後に住所、世帯状況、所得等の申請内容が変わった場合は、必ず学校までご連絡ください。

（２）事実と異なる申請内容で認定された場合は、認定取消しになることがあります。